甲第 /0 号証

令和3年8月24日

孫 樹斌 殿

東京都品川区西五反田 2-28-5 第二オークラビル 6 階 大宇宙ジャパン株式会社 代表取締役 中山 国慶

解雇理由証明書

当社が、令和3年8月31日付けで貴殿を解雇する理由について、下記のとおりであることを 証明します。

記

1. 就業規則の該当条項

就業規則第6条第1項ただし書き各号及び就業規則第34条第5号に定める「試用期間が終了 し本採用にならないとき」に該当します。

- 2. 就業規則第6条第1項ただし書き各号及び就業規則の第34条第5号に該当する具体的な理由は以下の通りです。
 - (1)業務の適応能力について
 - ・複数のプロジェクトへのアサインを試みたが、貴殿が提出した職務経歴書の様々なビジネス 能力を有するとの記載に相反し、いずれのプロジェクトにおいても最低限必要な指示や説明 を理解して行動することが全くできなかった。
 - ・配属したプロジェクトのメンバーに対して「なぜこの人がこのチームなのか?」と発言をしたり、「自分のやり方でプロジェクトを進められないのならプロジェクトを中止せざるを得ない」「PM や PL をプロジェクトから外さないと気が済まない」などとプロジェクト体制に対する合理的な根拠のない批判を行うなど、自分のやり方に固執して協調性を欠き、チームワークを乱して周りのメンバーから多くのクレームが発生しているにもかかわらず、そのような状況を全く自覚しなかった。
 - ・顧客先への配属面談を実施したが、顧客からの質問に対して食い違う回答を繰り返し、担 当すべき業務に必要なコミュニケーションが全くできなかった。
 - 上記各点に対して再三指導しても全く問題意識を持つことがなかったため、改善の余地が認められず必要な事務または技能を習得する能力がなく業務の適応能力がないと判断せざるを得なかった。

(2)社内の風紀について

・合理的な理由のない勘違いに基づき、他のメンバーに対して「嘘つきもの」と怒鳴り散らし

たり、会社の許可を得て持ち込んでいる個人 PC の使用をルール違反と決めつけて当該使用メンバーの写真(案件内容が確認できる PC 画面が映っている。)を撮影して関係者にメールで送付するなど、著しい勘違い、思い込みにより多くのメンバーに多大な迷惑をかけた。

- ・所属長の許可も得ず勤務中に勝手に職場を離れ、不在に気づいた他のメンバーにより会社に 呼び戻されるなど職場秩序を乱した。
- ・以上のような著しく非常識な態度、行動を再三の注意指導にもかかわらず繰り返し、社内の風紀を大きく乱した。

(3)必要な在留資格の取得に関して

・雇入通知書には「就労可能な在留資格の取得・保有を入社の条件とする」と記載されているが、令和3年7月29日に在留資格について「資格外活動」の延長となり必要な在留資格が認められず、試用期間満了時点で上記の条件を満たさないこと及び同条件を満たす目途が立たないことが明らかとなった。

以上